厚生労働行政推進調査事業費補助金(厚生労働科学特別研究事業) (分担)研究報告書

新興感染症およびパンデミックに対応する検案・剖検体制の確立のための研究

研究分担者 清水 恵子 旭川医科大学 医学部 教授

研究要旨

本研究では、法医剖検例および死体検案事例を通じて COVID-19 陽性者の死因を明らかにするとともに新興感染症やパンデミック発生時における当該感染症の感染情報の収集やその活用方法の構築を目指すものである. COVID-19 陽性の異状死体および COVID-19 ワクチン接種後の予期せぬ死亡事例の取り扱いについて検討した.

A. 研究目的

新型コロナウイルス(COVID-19) 感染症の拡大により、COVID-19感染の有無と死因との関連性を明らかにすることが必要である.本研究では、法医剖検例および死体検案事例を通じてCOVID-19陽性者の死因を明らか明らかにするとともに新興感染症やパンデミック発生時における当該感染症の感染情報の収集やその活用方法の構築を目指すものである.

B. 研究方法

令和3年8月1日から令和5年3月31日までの期間の法医剖検例383例および死体検案例19例において、COVID-19の抗原検査またはPCR検査を実施し、未診断のCOVID-19陽性患者を抽出することで、医療機関受診者以外のCOVID-19感染拡大の実態解明を試みた. さらに軽症または中等症のCOVID-19感染者で自宅、宿泊施設等で療養中に死亡した方等について、法医解剖による詳細な死因究明を行い、日本人における重症化危険因子や肺炎以外の心筋炎・血栓症等の合併症率を検討することで、COVID-19感染死の病態を検討するとともに、適切な予防策や治療戦略を提供するための基礎的データの収集を試みた.

(倫理面への配慮)

データ収集については、個人情報や個人 が特定できるような内容は含まない.

C. 研究結果

研究期間を通して 11 例の COVID-19 陽性事例を経験し、そのうち 7 例が法医剖検例、4 例が死体検案例であった. 法医剖検例の死因はいずれも外因死 (溺水による窒息、偶発性低体温症、各 2 例、一酸化炭素中毒、熱中症、急性硬膜下出血、各 1 例)であり、COVID-19 感染によるものではなかった. 一方、死体検案例は抗原検査、CT およびその他の所見から、いずれも COVID-19 感染によるものと診断した.

D. 考察

法医剖検例において COVID-19 感染の有無を検査することは,異状死体から見た当該地域における COVID-19 の感染状況の把握に有用であるだけでなく,正確な死因究明が COVID-19 による死亡率を把握する上でも重要であることを認識した.

E. 結論

法医剖検例および死体検案例における COVID-19感染死の病態を解明するとともに, 適切な予防策や治療戦略を提供するための 基礎的データの収集が必要である. さらに, デ新興感染症およびパンデミックにおける解 剖実施体制の見直しに関する提言を行うために, 感染事例の剖検の実施に際して必要なハード面での感染防御設備の設置状況の調査をすることで, 今後の新興感染症およびパンデミック時の地域における解剖体制の構築の基礎データとなるものと考える.

F. 健康危険情報

該当なし。

- G. 研究発表
- 1. 論文発表なし
- 2. 学会発表なし
- 3. 関連した実務活動なし
- H. 知的財産権の出願・登録状況(予定を含む)

該当なし。